

京都市の取組状況について

1 京都市民長寿すこやかプラン推進協議会市民公募委員の募集

(1) 応募結果

応募数 47人

(年代別内訳)

(人)

性 別	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	合 計
男 性	0	10	20	30
女 性	2	14	1	17
計	2	24	21	47

(区別内訳)

(人)

区	性別	20歳～39歳	40歳～64歳	65歳以上	小 計	合 計
北	男性			1	1	3
	女性		2		2	
上京	男性		1	4	5	7
	女性	1	1		2	
左京	男性		2	5	7	11
	女性		3	1	4	
中京	男性		1	3	4	5
	女性		1		1	
東山	男性		1	1	2	2
	女性					
山科	男性		2	2	4	5
	女性		1		1	
下京	男性		1	1	2	2
	女性					
南	男性					2
	女性	1	1		2	
右京	男性		1	2	3	5
	女性		2		2	
西京	男性					1
	女性		1		1	
伏見	男性		1	1	2	4
	女性		2		2	

(職業別内訳)

(人)

性 別	サラリーマン	自営業	アルバイト等	学 生	その他	無 職	合 計
男 性	2	7			3	18	30
女 性	3	3	1	1		9	17
計	5	10	1	1	3	27	47

※「その他」は、NPO役員などである。

(2) 応募者の意見・提言から

※ 応募に際して、小論文(「長寿社会の中でわたしにできること」「介護予防を考える」「よりよい介護保険制度とするために」のいずれかの課題を選択)を添付。

(人)

課題 \ 性別	男性	女性	合計
長寿社会の中でわたしにできること	11	9	20
介護予防を考える	10	4	14
よりよい介護保険制度とするために	10	4	14
合計	31	17	48

* 「介護予防を考える」「よりよい介護保険制度とするために」の2題で応募した男性が1名あり、合計が48名となっている。

長寿社会の中でわたしにできること

- 今まで地域で高齢者福祉活動に取り組んできた経験を生かし、より積極的な活動を目指して高齢社会の活性化に寄与していきたい。(60代・女性)
- 老いてなお心身共に充実していてこそ、人生長生きを願う終生の目標。私のこれまでの経験・体験を生かし、世の中を少しでも明るいものにしたい。(60代・男性)
- 指先をこまめに動かしたり、神経を集中したり、想像力をはたらかせる折り紙の効用を生かした高齢者の輪を広げていきたい。(50代・女性)
- 生き生きとした健やかな姿を保ち続けることが、若い世代に「希望と活力」を生む源になる。世代間の懸橋の役割を果たしたい。(60代・男性)
- 働く女性のための家事支援、介護支援など若年層の働く環境づくりに関わることによって高齢者の知識と経験を生かした共存共生の道が開かれる。(60代・男性)
- 痴呆症になってから騒いでも仕方がないことなので、今から痴呆症についての知識と経験を積み重ねることで自ずと答えが出てくるだろうと思う。(60代・男性)
- 後半の人生へと突き進んでゆこうとしている人達の社会参加活動をバックアップする抽象的でない具体的な施策が必要である。(60代・男性)
- 家族が協力して家族介護に参加。隣人による介護保険にはない小さな援助。独居高齢者宅への訪問活動により、潜在的な要介護高齢者の把握。(50代・女性)
- 周囲の人達に恵まれて頂いた蓄積を少しずつ取り出して、長寿社会のために力を尽くし、皆さんと共に歩みたい。(60代・女性)
- 地域に高齢者が誰でも自由に入出りできる楽しい空間があれば、質の高いこれからの高齢時代を過ごすことができるのではないかと。(50代・女性)

介護予防を考える

- 介護予防として、従来からある町内会・自治会（地域型）と各種団体（有志型）が一緒になり住民みんなで長寿社会対策を考えるべきである。（７０代・男性）
- 歯科口腔ケアは重要な課題。歯科にも訪問看護のような体制が必要。元気の基は口から。（５０代・女性）
- 骨粗鬆症予防，骨折予防のための食事・運動・環境等についての取組を具体的に実施要綱をまとめ，それを市民参加で実施していくべき。（６０代・男性）
- 高齢者は孤立しがちだが，会話するだけでもすばらしい介護にも精神的ケアにもなり得る。そのためのボランティアの育成やＮＰＯ法人の活用を。（５０代・男性）
- 庇護的な過剰介護は高齢者の自主性を阻害する。高齢者が自ら判断・行動し，生きがいを感じる事が介護予防の基本である。（７０代・男性）
- 痴呆を予防することが何よりも肝要である。そのため，老人に生活の張りを保持してもらったり，歩け歩け運動など少しでも多く歩く取組をすべき。（７０代・男性）

よりよい介護保険制度とするために

- 訪問介護は複数時間の滞在ではなく，短時間複数回の訪問を。面でのネットワーク，ケアプランを軸にしたトータルケアが必要。（６０代・男性）
- 第２号被保険者は，当事者でありながら傍観者となりがちだが，自己決定・自己責任を果たすために，当事者としての参加が重要。（５０代・男性）
- 眠っているベッドや車椅子のリサイクルを充実させる等，こまめな経費の削減だがそれが重なっていくことが大事。（５０代・女性）
- 事業者が競争しながらサービスの質を向上することが制度の狙いであり，家族は介護という課題を社会に投げ掛けていくべきである。（７０代・男性）
- 第２号被保険者の範囲を成年者に拡大して医療保険加入条件を除くべきであり，また障害者を包含した介護保険とすることが望ましい。（７０代・男性）
- 利用者や家族の生の声を上げ，問題を地域全体が共有できるシステム作りの構築に力を注ぐことが大切である。（４０代・男性）
- 医療保険に比べ，安易に給付申請されている。保険というものの本来の意味や介護保険の目的といった根本的な部分の市民啓発が必要である。（４０代・男性）
- 介護保険の在宅サービスの給付内容が貧弱ではないか。また，要介護認定が適切に行えるよう京都市独自のシステムを作るべきである。（２０代・女性）

2 長寿すこやかセンターの開設

(1) 概要

高齢者が住み慣れた地域でいつまでもすこやかな生活を実現できるよう、高齢者やその家族、事業者などに対して幅広い支援を行う。平成15年6月23日開所。中央老人福祉センターから引き継いだ痴ほうや介護の相談や講座に加え、より専門的な研修や調査研究のほか、全ての高齢者が安心して暮らせるよう権利擁護の相談にも取り組む。京都市社会福祉協議会に管理運営を委託。

(2) 長寿すこやかセンターの4つの中心的機能

- ① 高齢者の社会参加を推進する機能
- ② 痴ほうを中心とした介護の専門的な相談援助機能
- ③ 痴ほうを中心とした介護の研究・研修センターとしての機能
- ④ 権利擁護の専門機関としての機能
- * 同じ建物内の老人短期入所施設を活用し、常に密接に連携を図りつつ事業展開。
 - ・ 研究事業におけるフィールドとしての活用
 - ・ 研修における実習施設としての活用
 - ・ 相談援助機関から相談を受けた場合の緊急入所用ベッドの確保

(3) 長寿すこやかセンター開設記念事業

- ① 日時 平成15年 9月 3日（水） 10:00～ 16:30
- ② 場所 「ひと・まち交流館 京都」 大会議室，和室
- ③ 内容
 - ア 特別講演会 講師 西川ヘレン
 - イ シンポジウム（高齢者問題京都市域シンポジウム）
 - ウ 囲碁将棋大会

（参考）「ひと・まち交流館 京都」について

- ① 位置 下京区西木屋町通上ノ口上る梅湊町83-1
- ② 構造 鉄筋コンクリート造地下2階地上5階建て
- ③ 規模 敷地面積 約 4,770㎡ 建築面積 約 2,780㎡ 延床面積 約13,620㎡
- ④ 主な施設内容
 - 5階 菊浜老人短期入所施設
 - 4階 長寿すこやかセンター
 - 3階 福祉ボランティアセンター，第3～5会議室
 - 2階 市民活動総合センター，第1～2会議室，和室，大会議室
 - 1階 総合受付
 - 地下1階 景観・まちづくりセンター
- ⑤ 開館時間
 - 月～土曜日 午前9時～午後9時30分
 - 日曜・祝日 午前9時～午後5時
- ⑥ 休館日
 - 年末年始（12/29～1/4），毎月第3火曜日（定期点検日）
- ⑦ 会議室の使用
 - 4センターの設置目的に合致した活動に使用する場合，会議室（大会議室除く）及び和室の使用料は無料。

3 基幹型在宅介護支援センターの設置

(1) 設置目的

地域において、閉じこもり高齢者や介護サービスを受けようとし不在高齢者等の対策及び介護予防対策の一層の推進並びに介護保険制度の要たる介護支援専門員（ケアマネジャー）に対する支援などの課題が存在し、その解決が求められている。

そのため、福祉事務所に新たに基幹型在宅介護支援センターを設置し、地域型在宅介護支援センターとの有機的連携を深め、より地域に根ざした支援センター活動を展開することにより、上記の課題解決を図る。

(2) 業務内容

- ① 地域型在宅介護支援センターの統括、支援
- ② 介護予防・生活支援サービスの総合調整
- ③ 地域における相談援助活動の支援
- ④ ケアマネジャー等の指導支援
- ⑤ 在宅介護支援センター等運営委員会及び地域ケア会議の開催

(3) 平成15年度設置について

平成15年度については、3箇所の福祉事務所（中京、山科、西京区）に設置し、以降順次、福祉事務所に設置していく予定。

(4) 業務実施の体制について

基幹型在宅介護支援センターとしての機能を福祉事務所に付与することで対応。新たな課等の組織は設けずに業務を推進する。

執行体制

管理責任者 …長寿社会課長

センター職員…長寿社会課高齢福祉担当係長、ケースワーカー及び保健師全体

4 京都市介護老人福祉施設入所指針の策定

(1) 策定の趣旨

介護老人福祉施設への入所については、介護保険制度の導入などにより、予約又は重複申込みが急増し、真に入所が必要な高齢者が直ちに入所できない状況がある。

この状況改善のため、国の運営基準を具体化した入所指針を関係団体と協議のうえ、策定したもの。

(2) 入所指針策定協議団体

京都市（保健福祉局長寿福祉課）、京都市老人福祉施設協議会、京都市在宅介護支援センター連絡協議会、京都府介護支援専門員協議会

(3) 京都市指針の概要

- ① 介護支援専門員を経由しての入所申込
- ② 介護支援専門員による申込時の入所評価票等の作成
- ③ 各施設の入所検討委員会（施設長、医師、看護職員、介護職員等で構成）における合議制での入所決定
- ④ 公平性・透明性の確保（入所決定経過の記録化、申込者への指針の公表と説明、京都市の指導による記録の提出など）

⑤ 優先入居に係る必要性

基本評価… 3 項目（要介護度・介護者の状況・居住環境）によって優先度の高い方を A，準じる方を B，早期入所の必要性の低い方を C とする。

その上で，入所検討委員会で個人の状況を勘案して総合評価する。

(4) 指針策定による効果

- ① 施設入所に係る将来に対する不安の解消
- ② 入所選考の透明性，市内施設間の公平性の確保
- ③ 専門性をもった介護支援専門員の関与による要介護者の介護環境の整備

(5) 日程

- ① 広報発表 平成15年 5月21日
- ② 新指針による入所受付 7月 1日開始
- ③ 新指針による入所決定 10月 1日開始

5 京都市民健康づくりプランの推進

(1) 概要

国が策定した「健康日本21」の趣旨を踏まえて，壮年期死亡の減少，自立した豊かな生活を送れる健康寿命の延伸，生活の質の向上を実現することを目的とし，平成13年度に策定した本プランを推進する。平成14年度から設置開催している「京都市民健康づくり推進会議」では，関係者及び関係機関・団体と行政との連携協力により，市民の健康づくりが進められるよう意見交換や取組事例等の情報交換を行っている。また，平成15年度からは，市民健康づくり運動がより展開するよう重要課題別に部会運営を行うこととしている。

(2) 平成15年度の主な取組（本市実施分）

- ① 「京都市民健康づくり推進会議」の開催
- ② 健康づくり事業コンテストの実施
- ③ 食環境整備事業として食情報提供店「きょうと 健康 おもてなし」の普及
- ④ 多数の者が利用する施設における禁煙・分煙措置状況の実態調査

6 地域出張型介護予防教室の実施

(1) 概要

高齢者が身近な地域で介護予防サービスが受けられるように，保健所・支所から高齢者の生活拠点である地域に出向き，寝たきりや痴呆の原因となる脳卒中や転倒による骨折の予防など要介護状態にならないための運動や，健康に関する正しい知識，技術を指導するなど生活の場に応じた介護予防を目的とする健康教室を平成15年度から実施している。

(2) 対象者

おおむね65歳以上の高齢者

(3) 内容

- ① 医師，保健師，栄養士，歯科衛生士などによる講話
- ② 理学療養士，健康運動指導士などによる実技指導
- ③ 質問票による生活状況の把握

- ④ 血圧測定や健康相談
- (4) 実施回数
各保健所・支所あたり年6回程度

7 介護保険の実施状況

資料 6－2 介護サービスの利用状況

8 介護給付適正化への取組

限られた財源の中で、介護を真に必要とする高齢者に対し、適切かつ良質なサービスの提供を確保するため、「不適性・不必要な給付の防止」「良質かつ効率的なサービス利用の推進」の2つの観点から取組を進める。

【京都市における介護サービス指定取消の状況】（7月末現在）

京都市における指定取消事業所数 16（京都府内 17）

9 サービスの質の向上に係る取組

介護相談員派遣事業は、介護相談員をサービス事業所に派遣することにより、利用者や家族の疑問や不満、不安の解消及びサービスの質的向上を図ることを目的としており、京都市ではボランティア活動等に熱意のある市民に介護相談員として活動いただいている。

現在、介護保険施設10箇所に20人の介護相談員を派遣しているが、今年度から、痴呆対応型協同生活介護（痴ほう性高齢者グループホーム）への拡大に伴い、新たに3名の介護相談員の募集を行った。

資料 6－3 介護相談員募集のお知らせ